

仕 様 書

- | | |
|-----------|--|
| 1 件 名 | 山形地方気象台受水槽清掃 |
| 2 履 行 場 所 | 山形市緑町 1－5－7 7 山形地方気象台 1 F 機械室 |
| 3 履 行 期 限 | 令和8年12月18日 |
| 4 仕 様 | <p>(1) 受水槽（総容量4.5m³、有効容量3.0m³）内の清水を排水後、底部に滞留する清水は、洗淨専用ポンプを使用して排水を行うこと。</p> <p>(2) 清掃はブラシ又は高圧洗淨機を用い、十分に水洗いを行うこと。</p> <p>(3) 受水槽内に堆積する汚泥等は除去清掃し、水洗いのうえ清潔な布で拭き取ること。</p> <p>又、汚泥等の廃棄物は適切に処理すること。</p> <p>(4) 受水槽内部のバルブ・ボールタップ等点検整備を行うこと。</p> <p>受水槽内揚水口周りに亀裂があるため、確認のうえ状況報告を行なうこと。</p> <p>(5) 受水槽内の消毒は、次亜塩素酸ソーダ等必要な薬剤により完全に殺菌すること。</p> <p>(6) 清掃作業を行う者は、健康状態が良好であり、当日下痢など異常のある者に
行わせてはならない。水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づく健康診断
結果を監督職員に提出すること。</p> <p>(7) 作業服は清潔で消毒したものを着用し、現場にて着替えを行うこと。</p> <p>(8) 入槽者は、手・靴の消毒を行うこと。</p> <p>(9) その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは受注者にて行い、疑義を生
じた場合は係員と協議のうえその指示による。</p> <p>(10) 山形市給水条例施行規程第17条による自主検査を行い、点検及び検査の書類を
1部提出すること。</p> |
| 5 監 督 | 発注者が任命する監督職員により、本仕様書等の内容に適合するか否かについて、
監督を行う。 |
| 6 検 査 | 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。 |
| 7 そ の 他 | <p>(1) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全
業務共通仕様書」（最新版）及び関係諸法規によること。</p> <p>(2) 作業にあたっては、事前に実施日時について係官の承認を得ること。</p> <p>(3) 作業終了後、作業報告書及び工程写真を1部係官に提出すること。</p> |
| 8 代金支払等 | 検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。（年1回払） |